

## 杉並区災害時受援・支援計画(人的編)を策定

令和2年3月24日、杉並区防災会議を開催しました。当会議では、国や東京都などからの 人的支援の受け入れや応援要請方法等を具体化した「杉並区災害時受援・支援計画(人的編)」 について審議し、了承されました。併せて、スクラム自治体間の「自治体スクラム支援会議 における災害時の受援・支援計画(人的編)」についても報告を行い、方針を決定しました。

令和元年6月、杉並区業務継続計画(震災編)の改定により、災害発生後から行うべき業務の要員が不足することが明らかになりました。その結果を踏まえ、国や東京都、他の自治体等からの人的支援を効率的に受け入れ、効果的に活用するための体制や手順等を整理し、迅速かつ円滑な被災者支援を実現するため、「杉並区災害時受援・支援計画(人的編)」を策定することとしました。 <震5弱から5強の場合>

また、本計画では、スクラム支援における受援・ 支援の仕組みについても、より実態を想定し具体化 しています。

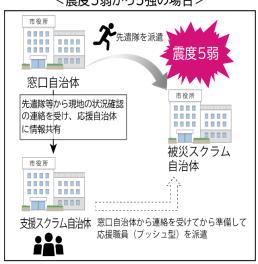
東日本大震災では、被災した福島県南相馬市に対して、災害時相互援助協定を締結していた杉並区をはじめ、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市、北海道名寄市と共に支援活動を行いました。

この支援をきっかけに「自治体スクラム支援会議」 が発足し、その後、福島県北塩原村、東京都青梅市、 山梨県忍野村、静岡県南伊豆町が加わり、現在、杉 並区を含めた9自治体で相互支援の枠組みを構成し ています。

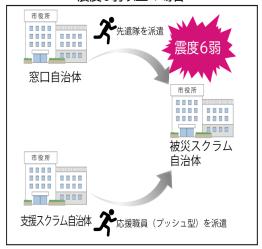
今回決定した方針では、杉並区や青梅市が被災した際には、小千谷市が窓口となり、被災を免れた自治体と共に、物的・人的支援を行うことになります。

また、他の自治体が被災した場合でも、被災を免れた自治体が窓口となって迅速な支援ができるよう、 仕組みや基準の明確化を図りました。

防災会議は、区長が会長を務め、区内の関係機関や東京都、自衛隊、医師会などの代表者により構成されています。今回の会議にて「杉並区災害時受援・支援計画(人的編)」が了承されたことにより、杉並区の受援・支援体制の具体化が実現します。



<震度6弱以上の場合>



なお、「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画(人的編)」についても、 令和2年5月に開催される自治体スクラム支援会議(首長会議)にて決定される予定であり、 スクラム自治体間における相互支援体制も更に充実することとなります。

## 【問い合わせ先】

危機管理室防災課 TEL 03-3312-2111 内線3601 総務部広報課 TEL 03-3312-2111 (代表)